

「城下小学校いじめ防止基本方針」

～いじめ対応マニュアル～

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送り、いじめのない学校をつくるために「八戸市立城下小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は以下のとおりである。

○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。『いじめ＝犯罪』

○児童、教職員の人権感覚を高めます。

○児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。

○いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものを指す。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 いじめ未然防止のための取り組み

いじめを防止するためには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことが最も有効な対策である。そのためには、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めるとともに、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切である。そこで、以下の事項に重点的に取り組む。

（1）授業の充実

○分かる授業づくりを進め、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

○授業と休み時間などのけじめや、授業中の立腰姿勢、発表の仕方や聞き方の指導など、授業中の規律を定着させる。

○教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりする例も見られるので注意が必要である。

(2) 学級経営の充実

- 個人が尊重される学級経営に努める。児童を見る目を磨き、児童理解と教育相談に努める。
- 児童の内発的な学習意欲を十分に喚起し、基礎的・基本的な学習内容の定着に努める。
- 一人一人が個性や能力を発揮でき、学ぶ楽しさや成就感を味わうことのできる授業の推進に努める。

(3) 道徳教育の充実

- 「いじめはいけない」ということや「何がいじめなのか」ということを、発達段階に応じて指導する。
- 日常生活につながる道徳の授業の充実を図り、児童の自己肯定感や道徳的実践力を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- 新型コロナウイルス感染者やその家族、感染からの完治者、医療従事者やその家族、外国人等に対して、不当な差別や偏見をもたないなど正しい判断力を育む。

(4) 教育相談体制の充実

- アンケート調査を年2回実施し、児童の状況を把握するとともに、対応策を考える。
(アンケート調査の保存期間は5年間とする。最低でも回答した児童が卒業するまで保存する。)
- 担任がアンケートを回収し、内容を確認しながら個人面談を実施する。
(全校のアンケート結果を集約し、教職員間で共有した後、保存する。)
- アンケート調査や普段の行いをもとに、児童一人一人と担任が教育相談を実施する。
- 留意しなければならない児童を職員会議や校内研修で情報交換し、全職員で課題を共有する。

(5) 児童会活動や縦割り班活動の充実

- 他の児童や大人との関わり合いを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、自己有用感を高める。
- 学校行事や地域の行事に主体的に関わらせ、自己存在感を高める。
- 掃除や仲良し班などの縦割り班活動を通して、協力したり強調したりすることを学習し、人より良く関わる力を身に付けさせる。

(6) インターネット等を通じて行われる「いじめ」に対する対策

- 児童のインターネット使用状況などの現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。
- ゲームのオンライン化に伴うネット上での「いじめ」について保護者へ啓発を繰り返し行う。

4 「いじめ」の早期発見・早期対応への取り組み

(1) 早期発見にむけて「変化に気づく」

- 児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声がけを行い、児童に安心感をもたせる。
- アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していかうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

(2) よき相談者として「誰にでも」

- いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。

- いじめられている児童や保護者からの訴えには親身になって対応し、児童の悩みや苦しみを受け止め、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- いじめに関する相談を受けた教員は管理職に報告し、校内で情報を共有するようにする。

（３）早期解決に向けて「傷口は小さいうちに」

- 教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく構造的に問題を捉える。
- いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかということに気付かせるような指導を行う。（叱責や説諭にとどまらず、環境や人間関係、心情なども理解した上で指導する。）
- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝える。（謝罪の場の設定・定期的な電話連絡など）
- 加害児童への対応については、再発防止に向けた指導・支援を心がける。
（自己の問題点、解決策、今後の目標・決意などを考えさせ、定期的な面談を実施する。）

（４）いじめ解消の確認

- 「いじめに係る行為が３か月以上、止んでいること」、「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」の２つの要件を満たしているか、日々の観察、本人への聞き取り等で確認する。

５ 校内体制・対応について

- 校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭とする。（ハートフルリーダーを中心に対応）
- 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、個人情報取り扱いに配慮しながら、教職員が共有するようにする。
- ※いじめの事実を確認した場合の八戸市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、八戸市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ※地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを勧める。

【いじめ防止対策年間計画】

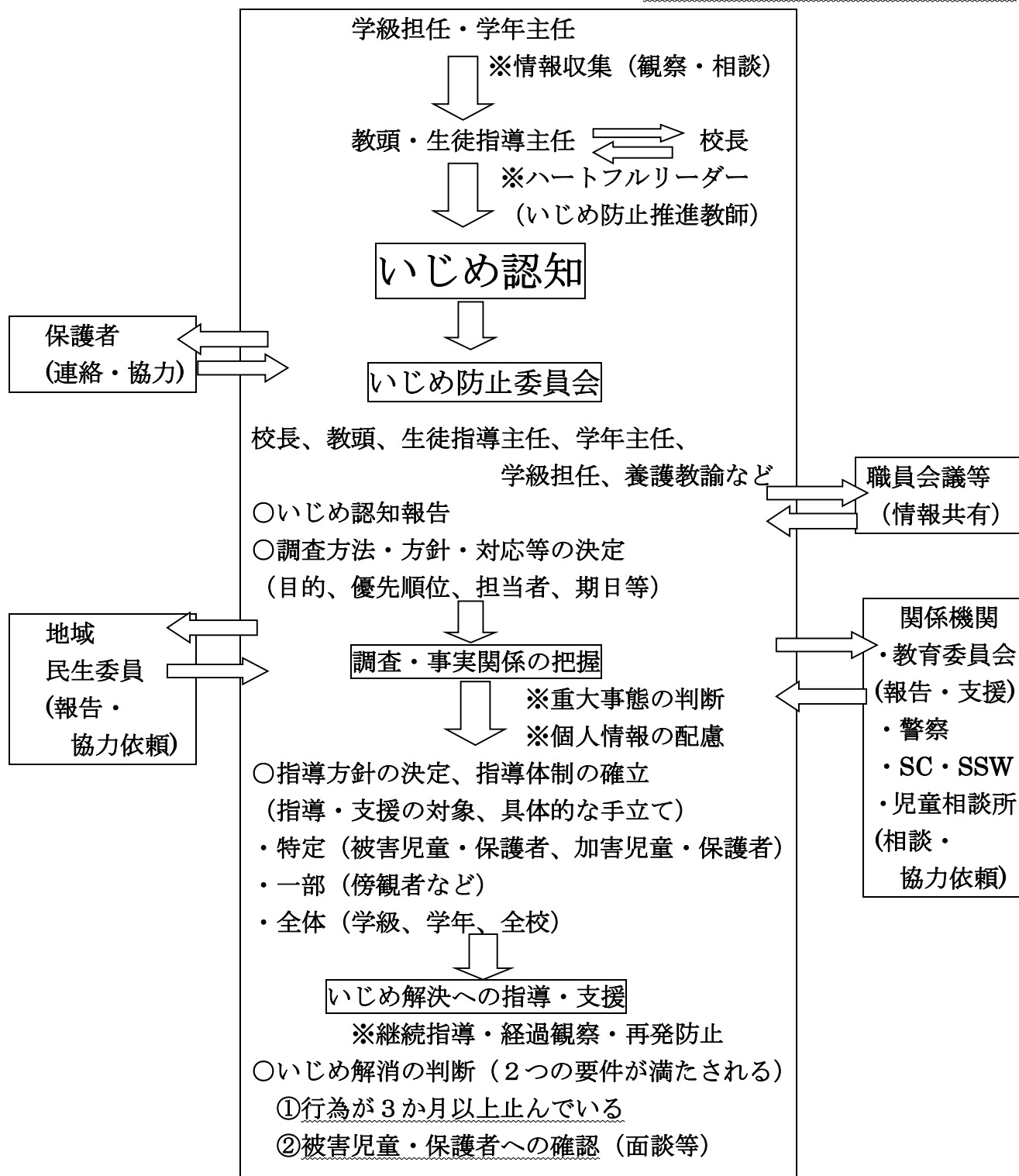
	教職員の活動	児童の活動
1 学 期	・ いじめ防止基本方針の共通理解（４月） ・ 新年度の児童の基本的な情報把握（４月） ・ <u>通学路調査・面談</u>による実態把握（４月） ・ 生徒指導情報交換<u>及び研修</u>（５月） ・ アンケートによる児童の実態調査①（６月） ・ 長期休業の保護者面談（７月）	・ 学級づくりと学校生活のルールづくり（４月） ・ 縦割り班の組織会（５月） ・ 第１回児童会総会（５月） ・ 教育相談週間（６月） ・ 「ジョイフルタイム」<u>（年３回）</u>
2 学	・ アンケートによる児童の実態調査②（１１月）	・ いじめ対話集会（８月） ・ 教育相談週間（１１月）

期	※アンケートは5年保存（職員室ロッカー）	
3 学 期	・ 幼保小情報交換（2月） ・ 小中情報交換（3月）	・ 第2回児童会総会（2月） ・ 幼保小交流会（2月）

6 緊急時の組織的対応について

【学校いじめ対処マニュアル】

※事実を時系列で記録に残しておく



※いじめの事案対処は最優先業務！（即日対応！！）